

決議 8.21 (CoP16 で改正) * [仮訳]

附属書 I および II 改正のための提案に関する生息国との協議

条約の規定では、附属書 I と II の改正提案のため、前もって生息国の支持を得ることが義務づけられていないことに留意し、

第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 12 回、13 回、14 回、15 回および第 16 回締約国会議（サンティアゴ、2002 年；バンコク、2004 年；ハーグ、2007 年；ドーハ、2010 年；バンコク、2013 年）で改正された決議 9.24 (CoP16 で改正) で定められた提案の提出方法では、生息国の意見を求めることが義務づけられていることを思い起こし、

多くの提案がそのような意見を求めずに提出されていることを看取り、

しかるに、分布域の広いある種の分布群に関しては、そのような協議が困難であることを認識し、

附属書 I と II の改正は生息国の利害に影響を及ぼすことを意識し、

国際条約の施行を成功させるには、協力と相互理解が不可欠であることをあらためて強調し、

生息国との協議には、さらに長い期間を要する可能性があるという点を心に留め、

条約締約国会議は

条約の附属書 I または II の改正案のいかなる提出も、以下の 2 つの手続きのいずれかに従うよう勧告する。

- a) 提案を行う締約国が、生息国と協議する意向がある場合には、
 - i) その種が生息する生息国の管理当局に対し、提案提出の意志があることを伝える。
 - ii) これら生息国の管理当局および科学当局と、注釈案を含め、提案の内容について協議する。
 - iii) 決議 9.24 (CoP16 で改正) に従って提出される提案のセクション 10 に、これら当局の意見を盛り込む。ただし、適当な期間内に生息国から回答が得られない場合、提案国はその代わりに単にこれらの意見を得ようと努めたことを報告すればよい。
- b) 生息国と事前の協議が行われない場合
 - i) 締約国は次回締約国会議会合開催予定日の遅くとも 330 日前までに提案を提出するものとする。
 - ii) 事務局は可能な限り早急に全締約国にその提案を回覧するものとする。
 - iii) 提案国が会合の遅くとも 150 日前までに修正提案を提出できるよう、関係締約国は提案国に意見を送付しなくてはならない。修正提案には決議 9.24 (CoP16 で改正) に準拠して受理された生息国と非生息国の意見を反映する 2 つに分類される意見を盛り込む。 ■

* 第 13 回、第 14 回締約国会議の後に事務局により訂正され、さらに決定 14.19 および第 58 回常設委員会で採択された決定に従って事務局により改正。その後、第 15 回締約国会議に従って事務局によって改正。さらに第 16 回締約国会議で訂正。